

IV. 共通事項

1. 障がい等のある入学志願者の事前相談

障がい等があり、受験上及び修学上の配慮を必要とする者は、出願書類提出前に宮崎大学学生支援部入試課へご相談ください。相談内容によっては本学において事前の準備を必要とする場合がありますので、できるだけ早急にご相談ください。

次表に相談例を示しますので参考にしてください。ただし、この相談例に限定するものではありません。

①相談期限

相談期限は、出願期間の1ヶ月前までとします。

期限を過ぎている場合又は出願締切後に、不慮の事故のため受験上・修学上の配慮を必要とされる場合については、早急に宮崎大学学生支援部入試課へ連絡してください。

②相談方法

宮崎大学のホームページから相談申請書をダウンロードして、次の内容を記載し、医師の診断書等を添えて提出してください。（郵送可）

- ア 志願者氏名・志望学部・学科
- イ 障がい等の種類・程度
- ウ 受験上・修学上の配慮を希望する事項
- エ 出身学校でとられていた配慮事項
- オ 日常生活の状況
- カ 住所及び連絡先の電話番号

なお、必要な場合は、本学において志願者又はその立場を代弁し得る関係者との面談等を行うこともあります。

※相談申請書ダウンロード先：<http://www.miyazaki-u.ac.jp/exam/admission/1789-2.html>

③相談先

〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地 宮崎大学学生支援部入試課 電話 0985-58-7138 FAX 0985-58-2865 (土曜日・日曜日及び祝日を除く)
--

相談例	
①視覚障がい	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は困難なもの
②聴覚障がい	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は困難なもの
③肢体不自由	1. 肢体不自由により、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難なもの 2. 肢体不自由により、常時の医学的観察指導を必要とするもの
④病弱	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患により、医療又は生活規制を必要とするもの 2. 身体虚弱により、生活規制を必要とするもの
⑤発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等のため配慮を必要とするもの
⑥その他	①～⑤以外の者で配慮を必要とするもの